

障害基礎年金について

障害年金は、病気や怪我によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取るこ
とができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気や怪我で初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

今回は、障害基礎年金について説明します。

■支給要件

障害年金の支給条件として、次の①から③の状態になった人となります。

①国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気や怪我につ

いて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があること。

●60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）や、20歳前（本人の所得制限あり）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。

②一定の障害状態にあること。

③初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されている人。若しくは、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない人。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

眼、聴覚、肢体（手足など）の障害など

②精神障害

統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など

③内部障害

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

■請求について

障害基礎年金の請求は、障害認定日（※）以降に提出することができます。

請求に必要な書類は、年金請求書のほか、医師の診断書、受診状況等証明書など複数の書類を添付する必要があります。詳細につきましては、下記の連絡先にお問い合わせください。

※障害認定日とは、初診日から1年6か月を経過した日（その間に治った場合は治った日）または20歳に達した日

に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合。ただし、人工透析療法や、在宅酸素療法などに該当する場合、別の障害認定日となりますので、詳細は左記の連絡先にお問い合わせください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-005-1165

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-27-1611

年金相談の予約など

☎0166-72-5004

役場税務住民課年金担当

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようになりました!

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索しメールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録(仮登録)します。

STEP2 会員情報の入力(会員登録)

- ① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
- ② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
- ③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続きSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

本件に関する お問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料) 受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認ください。おかけ間違いのないようお願いいたします。